

第2回千葉県国土利用計画地方審議会 議事概要

1 日 時 平成22年2月8日(月) 午前10時から

2 場 所 きぼーる 13階 第2・3会議室

3 出席委員(20名)

加瀬会長、高橋(洋)副会長(調査検討部会長)、赤田委員、秋林委員、飯田委員、大江委員、岡田委員、岡村委員、親泊委員、小泉委員、佐藤委員、猿田委員、高橋(節)委員、出口委員、轟委員、西田委員、林委員、宮脇委員、山田(多)委員、山田(利)委員

4 議事

1) 開 会

2) 議 事

国土利用のモニタリング制度及び計画評価制度について

平成20年1月に諮問された制度設計に対し、調査検討部会からの報告書を基に審議し、報告書に意見を付して答申した。

千葉県土地利用基本計画書の変更について

計画書の見直し及び計画図の変更について審議し、了承の答申をした。

3) 閉会

4) 主な発言内容(順不同)

国土利用のモニタリング制度及び計画評価制度について

(会長)

11月に開催した審議会で中間報告についてご意見をいただいた「国土利用のモニタリング制度及び計画評価制度」の最終審議である。制度設計にあたっては、調査検討部会の部会長、委員には大変お骨折りをいただいた。

(調査検討部会長)

11月の審議会の際にいただいたご意見を、12月に開催した第6回調査検討部会において議論し、さらに県庁各課の意見を踏まえて最終報告をまとめた。中間報告に比べて景観に係る指標等が増加したほか、県民にわかりやすいように表記等に工夫をしている。また、調査検討部会の中で、県がこの制度を有効に活用し政策に反映して欲しい旨意見があったので、これを報告書に付している。

(委員)

モニタリングの結果は、土地利用規制を担っている市町村へ情報提供することを想定しているのか。

(事務局)

計画評価については、県民・市町村・審議会の意見を伺っていくことを考えているが、モニタリングにおける市町村への対応については未定である。

(委員)

山砂採取後の緑化完了面積という指標があるが、緑化完了とはどの時点を指し、その担保はどの様になっているのか。また、緑化完了とするのであれば、植栽後、数年監視し、森林として復元された時点とすべきと考える。

(事務局)

緑化完了は、林地開発行為の完了時点において確認した緑化の状況である。植栽後の管理は、事業者・土地所有者に林地保全に関する誓約書を徴しており、これを担保として考えている。

(調査検討部会長)

モニタリングの指標は、既存の統計資料を集成したものであるため、課題に対して直接的に対応する指標(統計資料)が無い場合もある。そのため、これらの指標の動向を見ながら、問題があれば詳細に調査するという制度になっている。

(会長)

県の諮問に対し、報告書と共に、調査検討部会において出された意見を付して答申することとする。

千葉県土地利用基本計画書の変更について

(会長)

確認だが、5地域の合計面積が県土面積を超過しているのは、重複のためか。

(事務局)

そのとおりである。

(会長)

県の諮問に対し、了承の答申をすることとする。

その他（自由意見）

（委員）

千葉県の特徴ある景観を保全するためには、数値で判断するだけでなく、全てのセクションが横断的に取り組む必要があり、また、量だけではなく質の問題も考えていただきたい。

（委員）

イギリスでは、国土利用と景観を組み合わせる技術がある。こうした評価手法を研究しながら、地図情報の活用を含めて検討して欲しい。

（委員）

林地が減少する大きな要因としてゴルフ場開発がある。新規のゴルフ場の開発許可をする際は、山砂採取跡地や閉鎖されたゴルフ場の緑化を進める手段を考えていかないと、森林は減少するばかりになるのではないかと。

（委員）

現在、策定中である総合計画との兼ね合いはどの様になっているのか。

（事務局）

千葉県国土利用計画の目指すべき方向等については、総合計画との整合が図られており、国土利用計画を基本としている土地利用基本計画も、副次的に整合が図られていると考えている。

（会長）

千葉県国土利用計画を策定する際に計画の効果について議論になったが、調査検討部会を設置するなど、今までと違うベクトルで取り組みが進んだことは大きな成果である。

審議会・調査検討部会が議論したことを、県が如何に理解し、取り組みを進めていくかが一番大きな課題である。

次回の国土利用計画の見直しの際には、モニタリング・計画評価のデータが活用でき、こうした意味でも審議会の議論は有意義であった。

以上。

千 国 審 第 2 1 号
平 成 2 2 年 2 月 8 日

千 葉 県 知 事 鈴 木 栄 治 様

千 葉 県 国 土 利 用 計 画 地 方 審 議 会
会 長 加 瀬 五 郎

県 土 利 用 の モ ニ タ リ ン グ 制 度 及 び 計 画 評 価 制 度 に つ い て (答 申)

平 成 2 1 年 1 月 2 0 日 付 け 地 推 第 4 3 9 号 で 諮 問 の あ り ま し た こ の こ と に つ い て、
別 添 報 告 書 の と お り 答 申 し ま す。

な お、今 後、県 に お い て は、本 報 告 に 基 づ く 制 度 を 有 効 に 活 用 す る と と も に、よ り
効 果 的 な 政 策 の 実 施 に 努 め ら れ る よ う 申 し 添 え ま す。

千 国 審 第 2 2 号
平 成 2 2 年 2 月 8 日

千 葉 県 知 事 鈴 木 栄 治 様

千 葉 県 国 土 利 用 計 画 地 方 審 議 会
会 長 加 瀬 五 郎

千 葉 県 土 地 利 用 基 本 計 画 の 変 更 に つ い て (答 申)

平 成 2 2 年 2 月 8 日 付 け 地 推 第 3 5 6 号 で 諮 問 の あ り ま し た こ の こ と に つ い て、下
記 の と お り 答 申 し ま す。

記

変 更 案 に つ い て 了 承 す る。